

環境騒音測定結果(H25年度)

評価区間 (戸数) 測定年月日	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準 類型	住居等 戸数 (類型別)	昼間(6:00~22:00)				夜間(22:00~6:00)			
	昼間	夜間			類型別		評価		類型別		評価	
					環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)
壬生川新居浜野田線 (612) H25.12.12~H25.12.13	69	63	A類型	1	1	100	612	100	1	100	612	100
			B類型	366	366	100			366	100		
			C類型	56	56	100			56	100		
			近接空間	189	189	100			189	100		
新居浜別子山線 (53) H26.1.29~H26.1.30	64	58	A類型	5	5	100	53	100	5	100	53	100
			B類型	30	30	100			30	100		
			C類型	-	-	-			-	-		
			近接空間	18	18	100			18	100		
国領高木線 (46) H25.12.12~H25.12.13	68	61	A類型	16	16	100	46	100	16	100	46	100
			B類型	20	20	100			20	100		
			C類型	-	-	-			-	-		
			近接空間	10	10	100			10	100		
国領高木線 (360) H25.12.12~H25.12.13	65	56	A類型	-	-	-	360	100	-	-	360	100
			B類型	201	201	100			201	100		
			C類型	14	14	100			14	100		
			近接空間	145	145	100			145	100		
新居浜港線 (206) H25.12.12~H25.12.13	62	55	A類型	-	-	-	206	100	-	-	206	100
			B類型	19	19	100			19	100		
			C類型	130	130	100			130	100		
			近接空間	57	57	100			57	100		

幹線交通を担う道路に近接する空間についての基準値

基準値	
昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

【幹線交通を担う道路とは】

- 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する
 - 高速自動車国道
 - 一般国道
 - 都道府県道
 - 市町村道(4車線以上の車線を有する区間に限る。)
- 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路